

宍粟市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第24号

宍粟市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 宍粟市下水道条例（平成17年宍粟市条例第169号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市長に提出しなければならない。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属することとなる責任技術者の氏名</u></p> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 法人にあつては定款及び登記簿の謄本、個人にあつてはその<u>住民票の写し</u></p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市長に提出しなければならない。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任することとなる排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u></p> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつてはその<u>住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。以下同じ。）又は</u>在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留</p>

改正前	改正後
<p>〔(3) 略〕</p> <p>(4) <u>専属することとなる責任技術者の第6条の9の規定により交付された責任技術者証の写し</u></p> <p>〔(5) 略〕 (指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、<u>前条第1項</u>の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、<u>次条第1項</u>の規定により責任技術者として登録を受けた者が<u>1人以上専属している者であること</u>。</p> <p>〔(2)～(4) 略〕</p> <p>[2 略] (排水設備工事責任技術者)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項に掲げる職務をさせるため、<u>次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。</u></p> <p>[2・3 略] (責任技術者の登録)</p> <p>第6条の5 市長は、<u>第6条の4第1項</u>において定める責任技術者についての登録を行う。</p> <p>[2・3 略] (責任技術者の登録の申請)</p>	<p><u>カードをいう。以下同じ。）若しくは特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の写し</u></p> <p>〔(3) 略〕</p> <p>(4) <u>選任することとなる責任技術者に係る第6条の9の規定により交付された責任技術者証の写し</u></p> <p>〔(5) 略〕 (指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、<u>第6条第1項</u>の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、<u>第6条の5第1項</u>の規定により責任技術者として登録を受けた者<u>を選任していること</u>。</p> <p>〔(2)～(4) 略〕</p> <p>[2 略] (責任技術者)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項に掲げる職務をさせるため、<u>次条第1項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p> <p>[2・3 略] (責任技術者の登録)</p> <p>第6条の5 市長は、<u>前条第1項</u>において定める責任技術者についての登録を行う。</p> <p>[2・3 略] (責任技術者の登録の申請)</p>

改正前	改正後
<p>第6条の6 <u>第6条の4第1項</u>の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>住民票の写し</u></p> <p>(2) <u>次条第1項</u>に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証する書類</p> <p>(3) <u>次条第2項各号のいずれかにも該当しない者</u>であることを誓約する書類</p> <p>(責任技術者の登録の資格)</p>	<p>第6条の6 <u>前条第1項</u>の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し</u></p> <p>(2) <u>第6条の8第1項</u>に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証する書類</p> <p>(3) <u>次条第2項各号のいずれにも該当しない者</u>であることを誓約する書類</p> <p>(責任技術者の登録の資格)</p>
<p>第6条の7 [略]</p> <p>2 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>次項</u>の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者</p> <p>[(3) 略]</p> <p>[3・4 略]</p> <p>(責任技術者証)</p>	<p>第6条の7 [略]</p> <p>2 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>第4項</u>の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者</p> <p>[(3) 略]</p> <p>[3・4 略]</p> <p>(責任技術者証)</p>
<p>第6条の9 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 責任技術者は、<u>第6条の7第3項</u>の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>[4 略]</p> <p>(除害施設の設置等)</p>	<p>第6条の9 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 責任技術者は、<u>第6条の7第4項</u>の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>[4 略]</p> <p>(除害施設の設置等)</p>
<p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水</p>	<p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水</p>

改正前	改正後
<p>(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム<u>0.35ミリグラム</u>以下</p> <p>[(6)～(42) 略]</p> <p>(43) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第38号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>[2 略]</p> <p>(暗渠(きょ)の使用に係る許可の基準)</p> <p>第21条の4 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、当該使用を許可することができる。</p> <p>(1) 暗渠(きょ)について使用の申請をする者(以下「申請者」という。)が敷設しようとする電線等が次の技術的基準に適合すること。</p> <p>ア 電線等を設置する<u>個所</u>が下水の排除及び暗渠(きょ)の管理上支障のない箇所であること。</p> <p>[イ～カ 略]</p> <p>[(2)～(8) 略]</p> <p>[2～6 略]</p>	<p>(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム<u>0.2ミリグラム</u>以下</p> <p>[(6)～(42) 略]</p> <p>(43) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第38号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>[2 略]</p> <p>(暗渠(きょ)の使用に係る許可の基準)</p> <p>第21条の4 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、当該使用を許可することができる。</p> <p>(1) 暗渠(きょ)について使用の申請をする者(以下「申請者」という。)が敷設しようとする電線等が次の技術的基準に適合すること。</p> <p>ア 電線等を設置する<u>箇所</u>が下水の排除及び暗渠(きょ)の管理上支障のない箇所であること。</p> <p>[イ～カ 略]</p> <p>[(2)～(8) 略]</p> <p>[2～6 略]</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ]の記載は注記である。</p>	

第2条 宍粟市下水道条例の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>[(1)～(42) 略]</p> <p>(43) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第38号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>[2 略]</p>	<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>[(1)～(42) 略]</p> <p>(43) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第38号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>[2 略]</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。